

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「行政職俸給表（一）」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）に、「旅費条例」を「県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号。以下「旅費条例」という。）」に改める。

別表第一職の欄中

「
県内大学生が創る奈良の未来事業
審査委員会
の委員

を

「
県内大学生が創る
審査委員会
の委員
多文化共生・国際
業補助金選定審査

奈良の未来事業

に、

「
公の施設指定管理者選定審査会
の委員

を

「
公の施設指定
委員
公の施設指定
会の委員
西の京県有地
審査委員会

化推進モデル事
会の委員

管理者選定審査会

管理者運営評価委員

に、
「
地価調査委員会
の委員

「
地価調査
産学官連

活用整備事業者選定
委員

審査委員

委員会の委員
携共同研究開発費補助金
会の委員

に、

奈良県公立大学法人奈良県立大学
評価委員会の委員

を

奈良 評価 国際 委員

県公立大学法人奈良県立大学
委員会の委員
芸術家村構想等検討委員会の

に、

障害者介護給付費等不服審査会の
委員

を

障害者介護給付費等不服審査会の
委員
障害福祉関係施設指定管理者選定
審査会の委員

に、

子どもを虐待から守る審議会の委
員

を

子どもを虐待から守る審議会の委
員
子どもの貧困対策会議の委員

に、

幼保連携型認定こども園審議会の
委員

幼保連携型認定こども園審議会の
委員
を
放課後児童対策推進会議の委員

に、

奈良県立病院地方独立行政法人
働委員会の委員
総合医療センター周辺県有地活
アイデア審査委員会の委員

評 用

奈良県立病院地方独立行政法人評
働委員会の委員

に、「特定疾患等対策協議会の委員

「を「難病等対策協議会の委員」に、

神経難病医療連絡協議会の委員

を

精神障害者アウトリーチ推進事業
評価検討委員会の委員

神経難病医療連絡協議会の委員

「Living Science 研究開発」に、

実証事業補助金選定審査会の委員」を「Living Science 最適展開支援事業補助金選定審査会の委員」に、「経営革新計画評価委員会の委員」を「経営革新計画

週展開支援事業
經營革新計畫

等評価委員会の委員」に、

商業活性化協働推進事業審査委員
会の委員
奈良の贈り物開発・発見・創出事
業審査委員会の委員

商業活性化
会の委員

協働推進事業審査委員

に、

河川整備委員会の委員

を

河川整
総合治

備委員会の委員

水対策推進委員会の委員

に、

奈良公園観光地域活性化審査会の
委員

を

委 奈

良公園観光地域活性化審査会の
員

に改める。

別表第三鳥獣保護員の項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

附
則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。